



金 沢 市 公 報

第3191号の2

令和7年(2025年)9月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●選挙管理委員会告示	
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	1
○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	1
○教育委員会の教育長及び委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	1
○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (")	1
○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (")	2

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

●金沢市選挙管理委員会告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第6項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和7年9月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,431人

●金沢市選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和7年9月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

123,850人

●金沢市選挙管理委員会告示第58号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和7年9月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

123,850人

●金沢市選挙管理委員会告示第59号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和7年9月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,431人

●金沢市選挙管理委員会告示第60号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和7年9月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

61,925人

令和7年(2025年)9月1日 発行

発行人

発行所

編 集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄